

対厚生労働省 届出制

医科

PRP

多血小板血漿 (PRP)
Platelet Rich Plasma

治療対象

- ① 「しわ」「たるみ」「くぼみ」「ほうれい線」「瘢痕」等軟組織の再生 (形成外科、美容皮膚科)
- ② 脱毛症 (形成外科、美容皮膚科)
- ③ 関節周囲炎 (整形外科)

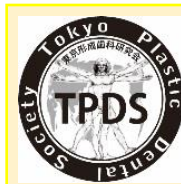
第3種再生医療「PRP」を患者様へ提供するには

平成26年11月25日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」が施行され、多血小板血漿 PRP・PRGFや多血小板フィブリンゲル PRF・CGFを用いた治療を行うすべての医療機関に、所管の厚生局への届出が義務付けられました。添付することが必須の「意見書」の発行を厚生労働省関東信越厚生局認定 東京形成歯科研究会再生医療等委員会(認定番号: NB3150011)が審査し対応します。また、書類作成等のサポートをISBBで請け負います。「届出」のサポートを希望される医療機関は、下記までお問合せ下さい。「届出」をせずに再生医療の製造・提供を行った場合、罰則が適用されます。

申請時のサポート

「届出」2つ

- ① 特定細胞加工物製造
- ② 再生医療等提供計画



厚生労働省関東信越厚生局
認定再生医療等委員会
東京形成歯科研究会
認定番号: NB3150011

申請後のサポート



年1回
定期報告他



厚生局への
各種問合せ



基礎研究
教育・指導



お問合せ先



一般社団法人東京形成歯科研究会
ISBB 国際血液・幹細胞臨床応用会議

TEL.03-3919-5111 / FAX.03-3919-5114
〒114-0002 東京都北区王子2-26-2 ウェルネスオクデラビルズ3F オクデラメディカル内
<https://www.tpdimplant.com/committee/nintei.php> <https://www.tpdimplant.com/>

Email okudera@carrot.ocn.ne.jp URL [問合せフォーム](#)

